

議案第 7 1 号

市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例(平成 1 6 年条例第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「又は市川市芳澤ガーデンギャラリーのコインロッカーを使用するもの」及び「これらのものを」を削る。

第 7 条第 1 号中「翌日」を「日後においてその日に最も近い当該休日以外の日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

芳澤ガーデンギャラリーのコインロッカーの利用を促進することにより観覧する者の利便性の向上と展示品の保護を図るためコインロッカー使用料を徴収しないこととするほか、開館日の運用の実態を踏まえ休館日に関する規定を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。